

地方公営企業法第33条の2の規定に基づき、平成29年4月1日から平成30年3月31日まで、以下の者を京都市交通局公金収納受託者とし、京都市乗合自動車の旅客運賃等の徴収事務を委託します。

平成29年3月31日

京都市公営企業管理者
交通局長 山本 耕治

京都市中京区西ノ京東中合町2番地
公益社団法人京都市シルバー人材センター

(交通局自動車部運輸課)